

広島県告示第六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十七年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域〔平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。〕に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十八年四月二十八日農林省告示第九百一号（四に係るものに限る。）

昭和五十五年二月六日農林水産省告示第一百五号（一及び三に係るものに限る。）

昭和五十九年七月二十三日農林水産省告示第四百七十四号

昭和五十九年八月十五日農林水産省告示第六百三十二号（二に係るものに限る。）

昭和六十二年八月十日農林水産省告示第千百十八号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）